

令和4年度第2回 宮城県環境影響評価技術審査会 会議録

1 日時 令和4年6月2日（木）午後2時から午後4時まで

2 場所 WEB会議
(宮城県庁本町分庁舎 漁信基ビル 602会議室)

3 出席委員（10名）※オンラインによる出席

石井 慶造	東北大学	名誉教授
伊藤 晶文	東北学院大学	教養学部地域構想学科 教授
内田 美穂	東北工業大学	工学部環境応用化学科 教授
田口 恵子	東北大学大学院	医学系研究科 准教授
平野 勝也	東北大学	災害科学国際研究所 准教授
牧 雅之	東北大学	学術資源研究公開センター植物園 教授
丸尾 容子	東北工業大学	工学部環境応用化学科 教授
村田 功	東北大学大学院	環境科学研究科 准教授
山本 和恵	東北文化学園大学	科学技術学部建築環境学科 教授
由井 正敏	一般社団法人	東北地域環境計画研究会 会長

(参考)

傍聴者人数：0名（報道機関：2名）

4 会議経過

(1) 開会（事務局）

本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、只今から、宮城県環境影響評価技術審査会を開会いたします。

本審査会は13名の常任委員及び1名の専門委員で構成されておりますが、本日は、常任委員13名中10名の御出席をいただいておりますことから、環境影響評価条例第51条第2項の規定により、会議の成立要件を満たしておりますことを御報告いたします。

なお、本日は所用のため、太田委員、永幡委員、野口委員から欠席との御連絡を頂いております。

本審査会につきましては、県情報公開条例第19条に基づき公開となっており、会議録につきましても、後日公開となりますが、個人のプライバシー及び希少な動植物等の生息・生育に係る情報については、非公開となります。審査の状況によっては、傍聴者の方には御退室願う場合もございますので、予め御了承願います。

また、傍聴者の方は、お手元の傍聴要領に記載の「会議を傍聴するに当たって守っていただく事項」を確認し、会議の円滑な進行について御協力をお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、環境対策課長の伊藤から御挨拶を申し上げます。

(2) 挨拶（環境対策課長）

伊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、お忙しい中、宮城県環境影響評価技術審査会に御出席いただき、誠にありがとうございます。また、本県の環境行政につきまして、日頃から格別の御協力を賜り、重ねて厚くお礼申し上げます。

さて、環境影響評価制度は、事業の可否を問うものではなく、事業の内容を決めるに当たって、環境への影響を調査・予測及び評価を行い、様々な意見を踏まえて、環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていくものです。

本日は、令和2年6月に環境影響評価方法書について審査賜りました、「(仮称)丸森風力発電事業」に係る環境影響評価準備書について、引き続きご審議いただくものです。

詳細につきましては、後ほど担当からご説明させていただきますので、委員の皆様におかれましては、環境影響評価制度が円滑に機能するように引き続き専門的・技術的見地に基づく審査をお願いいたしまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

【事務局】

続きまして、資料のご確認をお願いいたします。本日の次第、出席者名簿の1枚もの。配布資料一覧の1枚もの。審査事項といたしまして、資料1-1 同事業 準備書についての諮問書、資料1-2 (仮称)丸森風力発電事業「環境影響評価手続フローとスケジュール」、資料1-3 同事業 環境影響評価準備書(1/2, 2/2)、資料1-4 同事業 環境影響評価準備書(要約書)でございます。

また、委員の皆様には、参考資料として、事業者作成資料1-参考を送付しておりますのでご確認願います。

それでは、ここから議事に入りたいと思います。環境影響評価条例第51条第1項の規定により、議事につきましては平野会長に議長をお願いしたいと存じます。会長よろしく願います。

(3) 審査事項

(仮称)丸森風力発電事業 環境影響評価準備書について(諮問)

【平野会長】

それでは議長を務めさせていただきます。

次第に従いまして、審査事項(仮称)丸森風力発電事業 環境影響評価準備書についてです。

本件について、希少種の生息場所の特定に繋がる審議となる場合は、傍聴席会場の回線を切断する必要がございますので、ご発言の前に一言、願います。

まず事務局から説明いただき、引き続き参考人の方からご説明いただければと思います。

【事務局】

資料1-1から資料1-2について説明。

【参考人】

資料1-3から1-4について説明。

【平野会長】

はい、ありがとうございます。

まず最初に私の方からお聞きしたいんですが、今日の資料の12ページですかね、参考資料として出していただいた。これで今までの検討の経緯と、対象事業実施区域の縮小をしてきて配慮してきたというお話が述べられてるんですが、ちょっと確認です。このエリア1というのは確かに方法書では風車を設置することを検討しておられて、それを止められた場所なんですけど、エリア2というのは逆に言うと方法書段階では、あんまり風車の計画がなかったところに今回風車を

設置することになっていて、にもかかわらず、対象事業実施区域が除外されて小さくなってるというちょっと不思議なことが起こっています。

それからエリア3は、尾根筋に3基ぐらい並べるぐらいのイメージ図が方法書段階では載っておりますので、それがなくなったから除外されたのかなとは思いますが、しかし、エリア4は、縮めておられますが、これも今回の10、11号機とですね、方法書段階の風力発電機の設置位置の範囲とほとんど変わってないんですよね。要は、本当に風車をやめて、範囲が縮まったところと、範囲だけ縮めてやっているとかがあって、ここまで説明いただけませんか。どういうことですか。

【参考人】

はい。まず、丸エリア1というところは風車2基を計画していたところを、ここで取りやめた一方で、真ん中ですね3号機から7号機、ここに5基を集約したというプロセスがありましたというところがございます。

【平野会長】

うん。いやそれは分かっているんだけど、エリア2では対象事業実施区域を一部除外と言って、風車増えてるのに、対象事業区域が減ることが起こっていて、何かちょっと不思議なんですけど。素人目というのかこういうお示しいただいた情報からは、実際の改変区域と関係なく、対象事業実施区域って実際の改変区域を上手に包絡線で結んだエリアを対象区域としなさいっていうそれだけの指導なので、その範囲だけ変えて配慮したふりをしてるように見えちゃうんですよね。分かりますか。実際に改変量を増やしてるエリアなのに、区域を縮めて何か配慮しましたっていうふりをしてるように見えてしまうので、どういうおつもりでこのエリアを除外っていうふうにおっしゃってるのか教えていただきたいってことですね。同じようにエリア4もそうです。

【参考人】

はい。おっしゃることは分かりました。確かにそのように見えると考えられてしまうということもあるかと思いますが、純粹に記載ある通り、例えばそこに今後工事用道路は、例えばエリア2ですと、南の方からですね、北の方に工事用道路をつけるとかいうようなことも、このエリアを残しておくということもあり得るということですので、そういうことはしませんということで、多少事業区域から削りました。いろいろとシンプルに考えておりました。エリア4についても、そこに風車を建てる計画はもともとなかったんですけども、事業の熟度が上がりまして、工事道路をどうまわしていくかということが決まってきましたので、よりブナ林等に配慮できるように、そこは触りませんという意思表示で、その分を破棄するというようなところで記載したものです。確かに風車をなくしたというのはエリア1のみでございます。

【平野会長】

はい。工事用道路については、まあ、いいか。

ではまず、欠席委員から、希少種の生息場所の特定に関わらない事前意見がありましたら事務局からご紹介ください。

【事務局】

はい、永幡委員と野口委員のお二人から事前意見を頂いております。

まず、希少種情報のない永幡委員の御意見を代読いたします。

1. 「2.2.6 工事の実施に係る工法、期間及び工程計画に関する事項」の「(7) 騒音及び

振動の主要な発生源となる機器の種類及び容量」(p. 2-47)について。

準備書では、「できる限り低騒音型、低振動型の建設機械を用いる計画である。」と記述されているが、実際に、低振動型の建設機器を使用できるのか。低騒音型の建設機器と異なり、低振動型の建設機器の数は多くないとのことで、環境影響評価書に低振動型の建設機器を使用することを述べている事業の中で、実際には、低振動型の建設機器を使用できなかったという事例を散見する。実際に、低振動型の建設機器が使用できる目途が立っているのであれば、この記載が必要であると思うが、使用できる目途が立っていないのであれば、記載すべきではない。

2. 「3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住居棟の配置の概況」(p. 3-134)について。

当該ページの最後の段落に「風力発電機の設置位置と住居棟との離隔は 500m 以上を維持しており、風力発電機の設置位置から住居等までの最短距離は約 610m である。」との記述があるが、この記述からは、「500m 離せば十分である」というニュアンスが伝わってくる。

しかしながら、風力発電機の騒音による健康影響については、まだ、科学的知見が十分でないことは、WHOのみならず、環境省も認めるところである。そして、「不確実性が残る」という但し書き付きの成果ではあるが、風車から住居までの距離が 1,500m 以内の場合、2,000m 以上を基準としてみた場合に、睡眠障害のオッズ比が有意に高いという日本における疫学調査の結果も知られている(例えば、石竹ら：風力発電施設による超低周波音・騒音の健康影響に関する疫学調査、日本音響学会誌 74(5))。この調査によれば、風車からの距離が 1,000m 未満の場合、オッズ比が 2 を超えている。

科学的には不確定な問題に対し、しかも、風車からの離隔が 1,000m 未満の場合に睡眠障害のオッズ比が 2 を超えるという知見があるなかで、住宅等までの最短距離が 1,000m 未満(610m)であることが問題ないとする科学的根拠を示していただきたい。

3. 「10.1.3 騒音」の「(1) 調査の結果の概要」の「e) 調査の結果」(p. 10.1.3-5)について。

事業地域は騒音に係る環境基準の地域類型指定がなされていない地域であるため、準備書では、参考として「B地域のうち2車線以上の道路に面する区域(注:「地域」の誤りと思われる)」の基準が示されている。

しかしながら、表 10.1.3-3 をみると、道路交通騒音の測定値は非常に低く、「A地域のうち2車線以上の道路に面する地域」の基準でも、十分に満たしている。このような非常に良好な地域において、「A地域」の基準ではなく、「B地域」の基準を用いる合理的な理由をご教授いただきたい。合理的に説明できないのであれば、準備書全体を通して、「A地域」の基準をもって評価すべきである。(この論点については、永幡：専門家としての環境/リスクコミュニケーションの取り組みについて(1)、騒音制御工学会講論集、2022.4 を参考にされたい)

4. 「10.1.3 騒音」の工事用資材等の搬出入に伴う騒音についての「(2) 予測及び評価の結果」における「c) 評価の結果」(p. 10.1.3-27)について。

まず、表 10.1.3-12(1)及び(2)で示されている予測結果は、「評価の結果」の(i)で示されている騒音の影響を低減するための環境保全措置を実施後の予測値であるのか、実施前の予測値であるのかを明確にしていきたい。その上で、実施前の予測値であるのであれば、それぞれの策により、どの程度の騒音の影響の低減が期待できるのか、具体的な値として明示していただきたい。

また、上記 3. で指摘したとおり、この地域は騒音に係る環境基準を準用する必要があるのであれば、「A地域のうち2車線以上の道路に面する地域」の基準を用いるべき地域であると考えられる。この前提にたつと、表 10.1.3-12(2)より、当該事業は、工事用資材等の搬出入に伴う騒音により、環境基準を超過する恐れがあると考えられる。したがって、「環境基準との整合は図られている」と評価するのは問題がある。土曜日におけるさらなる環境保全措置を検討していただきたい。

5. 「10.1.3 騒音」の建設機械の稼働に伴う騒音についての「(2) 予測及び評価の結果」における「c) 評価の結果」(p.10.1.3-60)について

ここでも、「B類型」の基準が準用されているが、騒音に係る環境基準を準用する必要があるのであれば、「A類型」の基準をもって評価すべきである。

また、現況の騒音レベルから、最大で17dBの増加が見込まれると述べられているが、10dBの増加で聴感上倍の大きさと感じられるという聴覚心理学の知見と照らし合わせると、極めて大きな増加量であると評価される。もし、予測値がこのページの(i)で示されているの環境保全措置実施前の値であるのであれば、これらの措置を実施することで、どの程度の低減が見込まれるのか、具体的に示していただきたい。もし、予測値が保全措置実施後の値であるのであれば、住民に対しては、極めて重大な環境影響を発生させることを明確に説明した上で、合意を得る必要がある。そして、環境保全措置を全作業従事者に完全な形で守らせるための方策を示す必要もあろう。

6. 「10.1.3 騒音」の施設の稼働による騒音についての「(2) 予測及び評価の結果」における「c) 評価の結果」(p.10.1.3-77)について

2.でも述べたとおり、風力発電機による騒音の健康影響については、WHOも環境省も、科学的知見が十分ではないと認めているところである。科学的に不確定な問題について、周辺住民と環境コミュニケーションを行うには、現時点で科学的に信頼できる範囲の中で、できる限り多くの情報を、住民に提供すべきである。そのため、影響の評価は、できる限り多面的に行うべきであるため、環境省による指針との整合性を検討することに加えて、WHO欧州事務局によるガイドラインとの比較も行い、評価すべきである。

以上です。

【平野会長】

はい。ありがとうございます。これ参考人の方に書面は送ってないですよね。

【事務局】

書面でお送りしました。

【平野会長】

では大丈夫ですね。でも他の委員の皆さんにちょっと申し訳ないな、はい。私は頂いてるんですが、一つ一つ、お返事をいただければと思います。まず、永幡先生の1番目の質問ですね。いかがでしょうか。

【参考人】

はい。回答させていただきます。できる限り、低振動型の建設機械を用いる計画があるんですけども、今回の事業計画における建設機械の低振動型の設定があるものが、おそらくバックホウぐらいのものになるかと思います。今回記載させていただいたのは環境保全措置として、できる限り低振動型の機械を使用したいと思って記載させていただきました。実態についてゼネコンさんですとかヒアリングを行って、評価書で実際どうなのかという情報の記載を見直そうと思いますので、よろしくをお願いします。

【平野会長】

はい。要はやりたいやりたいばかりだと、あまり意味がないので、なるべく実効性があることをきちんと評価書に書いていただければと思います。二つ目いかがでしょうか。これいろいろ絡んできますが、500mっていうのは今のところ、根拠はない不確実な部分が相当残されていて、永

幡先生ご指摘の通り、1,000mぐらいまで影響があるというような疫学調査結果もあると。その中で、500m離せば大丈夫というような書きっぷりが、あちらこちらに見受けられるんですよね。これはやっぱり科学的に慎重な書き方をさせていただく必要があると思うんです。しかも住民の方々とお話する時に、500m離れてるから大丈夫ってのは非常に問題のある説明になりますので、不確実な中でどのように評価をし、どのように住民の方々とリスクコミュニケーションという形でお話をできるかが非常に重要なポイントで、このような紋切り型の評価が非常に、危うい気がしますがいかがでございましょう。

【参考人】

はい。すいません確かに500m離せばという記載が誤解を生んでしまっているなというか、500m離せば十分であるというニュアンスを与えてしまっているという認識をさせてしまったので、我々の意図としましては、そういったことではなくてですね、その距離によって大丈夫、大丈夫じゃないという評価をしているわけではないので、評価書や図書全体に対してですね、修正させていただきたいと思います。

【平野会長】

はい。あと610mの箇所もあるので、そこにお住まいの方は多分相当ご心配かと思います。なのできちんと、影響が出る可能性があることをきちんと示した上でお話いただく必要があるかと思ひますし、やっぱり今の時代のアセスメントって、一昔前はとにかく、こうこうこうだから影響がないって全部紋切りで影響がないと言い切って終わりになったんですけど、やっぱりそうはいかない時代だと思うんですね。こういう影響がある可能性があるってのは、きちんと評価した上で事業にも取り組んでいただく必要がありますし、その上、そういう情報をきちんと、周辺住民の方にも説明いただく必要がある、とそんな時代だと思いますので、ぜひ丁寧な記述と評価と対応をお願いします。ちょっとまだね、そういう意味では全般的に紋切り型で影響がないで全部言い切って、何か禍根を残さないように、逆にそういう態度の方が禍根が残るので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。三つ目以降、A地域B地域の話で、ここは2車線道路だから、B地域の基準を用いておられますが、静穏性からいって十分にA地域のはずで、その静穏性を今回の工事車両関係が明らかに生み出す可能性が極めて高いにもかかわらず、B地域の基準を用いて、影響がないという、また紋切り型になってることについてなんですけど、いかがでしょう。

【参考人】

はい。まず、こちらの区域と地域は文字誤植になりますので、地域で修正させていただきます。環境基準の地域の類型区分についてです。A地域をあてはめる地域というのが、専ら住居、ほぼ住居の用に供される地域となりまして、B地域としましては、主として住宅に供される地域という記載があります。調査地点周辺にはですね、会社等もありまして、すべてを専ら住居の用に供される地域ではないのではないかなというところで、今回、B地域に当てはめました。また都道府県等ですね、類型指定を行っていない地域についてB地域に指定している地域の事案もありますので、そういった事例から今回B地域として記載させていただいております。

【平野会長】

要は永幡先生の意見と全面对決って意味でよろしいですか。実際の静穏性を見ると、とてもじゃないけどB地域っていうふうに考えるべきではないかというご意見ですよね。

【参考人】

そうですね、永幡先生のリスクコミュニケーションの取り組みの論文も見まして、ベスト追求

型の用途地域を設定した方がいいみたいな記載を見たんですけども。一般的に地域の状況を鑑みまして、我々の方は設定したという風に考えております。永幡先生のベスト追求型を目指すというのは、基準との比較だけではなく回避・低減のところでも評価させていただいておりますので、一応そういった考えで記載させていただいております。

【平野会長】

すみません事務局に聞きますけど、宮城県のこのA地域B地域ってのは特に指定はないんですか。地域指定はしていない、県としては。

【事務局】

ちょっと今、お答えできないんですけども。

【平野会長】

はい、分かりました。ただね、環境アセスメントってやはり影響がどれぐらいどう出るか、どう低減措置をとればいいのか、そういうことを考えるためにやっているものですので、そこ誤解なさらないでいただきたいんですけど。でも事業者としては環境基準超えるってなると大騒ぎになるからやはり避けたいんですかね。要は永幡先生がおっしゃってるのは、それだけ静穏な地域なので、ちょっとした工事用車両の進入だけで、その静穏性が乱されて、住環境に影響があることを念頭に置いて、それをどう低減するのかっていうスタンスで臨んでいただきたいってことだと思うんですね。本質は。それに対応するような準備書になってるかどうか、ちょっとはつきりしないところがあるので、ちょっとこの件、永幡先生、今日ご欠席でするので、次回までに、この質問を踏まえた資料を参考人の方に用意していただいて、それを踏まえて次回の議論にしましょうか。ちょっと時間もあれです。よろしいですか。

【参考人】

かしこまりました。

【平野会長】

書面で6項目について言ってると思いますが、本質はそこです。500m以上でも影響出る可能性があって、科学的にはつきりしていないと。なのでWHO等が言ってることも含めて、不確実性を伴うものとして考えるべきことと、A地域B地域って十分静穏な地域に対する、工事用車両の進入であって騒音もそれを踏まえた取り組みをしないといけないという、大きく2点でいろんな項目にわたって、今回の準備書の内容について疑義を呈しておられますので、その2点を中心にしてどのような対応をお考えなのか、ちょっと書面でまとめていただけたらと思います。では、出席の先生方がいかがでしょうか。伊藤先生お願いします。

【伊藤委員】

はい。伊藤です、よろしく申し上げます。本編の261ページの国土防災関係について、ちょっと指摘させていただきたいと思います。こちらの中で、いろいろ図とかも付けていただいているんですが、270ページ、271ページの図、土砂災害警戒区域の土石流の上流域と土石流危険溪流っていうのが、今回の事業実施による改変が行われる地域に入ってますので。あとですね、383ページに方法書に関する住民意見ということが出てきてますが、防災に関する意見が2件出されているってことです。あと396ページですけども、丸森町長意見の方でも、防災に関する意見が出されております。こういったことも踏まえまして、398ページの方に、前回の方法書の方での宮城県の場合、私が地形・地質のところコメントをさせていただいていますが、同じよ

うな形で、十分気をつけてくださいってことです。398 ページの方では、ナンバー10 ということで事業計画の項目で、それに対する見解も含めて書いていただけてますが、基本的にこれと同じ指摘をさせていただこうと思ってます。

特に今回の準備書で大変憂慮される点ですね、憂慮される点を申し上げれば、24 ページですね。改変に関する情報について拡大されている図があるんですけども、この8号機の西側にある土捨場ですね、これがですね、先ほどの270 ページ或いは271 ページでもいいんですけども、そちらの方と対応させて見てみると、土砂災害警戒区域の土石流に指定されている、その黒佐野川4つという区域になってるんですけども、こちらのすぐ上流域に大量の、土砂を捨てて埋め立てる計画に現時点でなっています。ということで、もちろん盛土の設計であったりとか、その固めていくとかですね、そういったことをされていくのは当然されると思うのですが。そもそもこういった土砂災害警戒区域の土石流の、しかもかなり近い上流域に、これだけ全体の東側の多分改変した土砂を持ってきて、盛土をしてしまうっていうことはですね、基本的には避けた方がいいと思います。他の場所を検討できないかですね。ここの場所を避けられないかということをもまず検討してください。土木工事として、こういう安全な設計をしてるとかっていう話が出てくると思いますが、あらかじめ、事前情報として、住民に危害を加えるであろう区域というのが設定されていて、その上流側に当たるっていうのも、私はこれまでずっと指摘してましたが、あらかじめ分かっていることなんですね。なので、万が一に起こることだから仕方がないという判断は許されんと思います。自然のことですので、どのように対策しても土石流が起きてしまう可能性はあると思いますが、人命に関わることで、まず基本的には、他の場所を選択できないかということを考えていただきたいです。このまま、この形で事業を進めていくにしても、通常よりも十分に安全側の設計をしていくということ、さらにこちらに住まわれている土砂災害の影響を受けるであろう住民の方にも十分説明をしてご理解をいただいた方がよろしいかと思えます。以上です。

【平野会長】

はい。ありがとうございます。私の方から補足というか追加で申し上げますけど、僕、土木屋なので、端的に申し上げますけど、これの取り付け道路の設計がへたくそですよ。もうちょっとちゃんとこれアセスの資料なので、留意していただきたいんですけど。例えば、18 ページ。2号機に向かう取り付け道路、管理用道路がありますが、途中にぼこっと出っ張ってるほうですね、切土とかあるじゃないですか。これもちょっと北に振っただけでこんなに切土出ないですよ。なぜわざわざ、あの切土量を増やした、要は残土が多くて土捨場が必要だってわけですよ。にもかかわらず、わざわざ切土量が増えるような線形を選んでるんですよ。ここの2ヶ所大きく切り度が連続するところありますけれども、これ線形変えるだけで随分変わるはずですよ。19 ページの盛土の方ですけども、上の方に、二つ目の緑の真ん中に、盛土があります。実は盛土の両側に法面が出てます。これってことはですね、この南側の下側のところには凹地ができて、水たまりができて、新しいなんか生態系を作っちゃうんですね。こういうところ全部埋め潰してですね。変な窪地沼地ができないようにするが最低限の配慮だと思んですけど、そういう配慮もなされてなくて、そういう配慮を詰めていくと、ここの盛土量が少し増えます。なんかそういう疑問ばかりなんです。各ページにここの線形をもっとこうすれば、こうなるのってのが、もういっぱいあってですね。特にすごいのは22 ページのところですかね。22 ページの5号機の風車に向かうところに、超絶大きな、これ山の頂上まで切り飛ばす必要があるところがあるんですけど、これもちょっと振って切り盛りバランスをとり直すだけで全然変わります。要は切土が多くて、バランス崩れてるわけですから、それで24 ページの土捨場がこれだけ必要になってるわけですから。徹底的に切土を減らすことを考えていただけませんか。それは工事費からいっても、環境改変を少なくする観点から言っても極めて重要なことで、普通にできることだと思うんです。

25 ページも相当切土が出てますので、これも線形の工夫で相当回避できると思います。言っている意味分かりますか。要はこのまま絶対工事しないでいただきたいですね。できればちゃんと土工バランスを取って、土捨場の必要のない場所にさせていただきませんか。伊藤先生ご指摘の通り、270、271 ページ見ていただければ分かりますけれども、土石流が危ないと言われてるところで、しかも丸森町は相当土石流の被害にもあっている場所です。その上流部分を改変していく中で、地形見ていただければ分かりますけれども、コンターが密なところとゆるいところいっぱい入り組んでますよね。これ、過去に滑りまくったあかしなわけですよ。そういう場所に手をつけるわけですから、とにかく土捨場だけは回避いただけませんか。それが多分御社の工事費の土工量ってあんまりお金かからないので、たいした節約にはなりませんけど、土捨場を造成するよりは少しは安くなると思いますし、ぜひ丁寧な設計を、先ほど申し上げましたように、変な窪地を作るような造成設計も勘弁して欲しいですね。いかがでしょう、そこまで踏まえて。

【参考人】

はい。回答させていただきます。ご指摘の件は、重々承知いたしました。足元の方でもですね、詳細設計の方を進めている段階でございます。この切土はですね、減らして、土捨場の方は、今お示ししてるのは最大値で考えておまして、これよりもかなり縮小していくという方向性で今詳細設計を進めております。

【平野会長】

現在の技術で、ちゃんと盛土していればいいんですけど、いや、そんな熱海みたいなことは起こらないのはもちろん分かってるんです、私も土木屋なので。ただやはり住民心理を考えると、しかも土木屋として言えば土工のバランス取れると思うんですよ。普通にこれだけ山の中の工事なので。最大でこれっておっしゃらずに、ぜひ土捨場はゼロでやってください。

【参考人】

現段階でゼロにできるとちょっと確約はできないですが、極力その方向で進めます。

【平野会長】

すいません。もしこの地形条件でゼロにできない、とおっしゃるっていうのは、よほど駄目なコンサルタントを雇っておられるっていうふうにはしか思えないんですよ。これ絶対ゼロにできません。ゼロで設計しろって指示すれば、絶対指示できます。三種三級ぐらいの道路でもゼロにできます。しかも工事用の道路なので、もう勾配条件も、曲線はトレーラーが通るから厳しいですけど、できますので。ぜひ約束してください。コンサルタントに発注してるんだったら、ぜひコンサルタント変えてください。そういうレベルの話だと思います。

【参考人】

はい。ご意見賜りました。こちらで検討させていただきます。

【平野会長】

はい。伊藤先生がおっしゃった前半戦の方はいかがでしょう。すみません僕が話の腰を盛大にしましたが。すみません、伊藤先生申し訳ない、もう一度前半戦を端的に。

【伊藤委員】

基本的に、もうここの改変地域ですね、特に東側が、土砂災害関連に関して、かなり危険と既に認識できるエリアになってますので、十分に気をつけてくださいっていう同じ指摘をします。

方法書と。これからいろいろと関係機関と協議をしたりとか、あと当然住民にも十分な説明をされていくと思いますけれども。そういった経緯も含めて、環境アセスとは随分離れてくるんですが、住民の方々が特に懸念されているので、そういったところも解消するために、できれば何かその他っていう形で盛り込んでいただいたりすると、大変ありがたいと思います。先ほどの土捨場の話は会長のお話で、基本的には回避していただくということと理解しましたので、私はそれで十分というか安心をいたしました。以上です。

【平野会長】

はい。ありがとうございます。よろしいですかね。ちょっとこれ結構大事なことなので、きちんと設計いただいて、窪地を作らない、土捨場も作らないっていう当たり前のことを丁寧にやっていただければと思います。それが要は実改変面積ももっと減らすことになりますので、腕のいい設計者の依頼をと思います。はい。由井先生、お願いします。

【由井委員】

関連してですか？

【平野会長】

いや関連してなくても。

【由井委員】

関連するところで、今の土捨場ですけどね。風車ナンバー8の直近なんですよ、非常に近いんですよ。100mぐらいしかないんで。鳥類やコウモリの衝突を防ぐためには、ヤードを砂利敷きにしていただくということで、今回はそうなってるんですけども。土捨場が近いところにあってそこは土で埋まってる。そのままだと草が生えて餌動物が来て、鳥やコウモリが来て、当たってしまうので、その観点からも。ここに土捨場はまずいというのが、動物側の意見です。

【平野会長】

ありがとうございます。基本、土捨場がない方向でやっていただけるとは思いますが。万が一出てしまう場合は、風車に近いところになりますので、風車のサイトと同じように砂利敷き等で、猛禽類等の餌狩り場に利用されないように、配慮をお願いしたいと思います。それでいいですね由井先生。はい。他いかがでございましょう。放射線の話が石井先生からあるような気がするんですがいかがでしょう。

【石井委員】

はい。手をあげようかなと思ってたところなんですけど。今回測って分かったことは、8000ベクレルを超えているところが結構あると。8000ベクレルを超えると、普通の土として扱うことができなくなって、指定廃棄物になってしまうんですね。そんな簡単に、いじったりすることもできなくて。SL1とかのところは、国に言わなきゃいけないような状況になったり、ていう話になると思います。非常に慎重に土の処理についてはやってもらわないといけないんじゃないかなと。特にこういった表層1センチのところが高いので、集まるとすぐ8000ベクレル超えてしまうようなところは、結構あるということになると思います。従って、この土壌については、さっき土捨場って言ってたけど、どういう感じでそこに捨てるのかっていう問題で、薄めて捨てることは、できるかどうかっていうのも、ちゃんと国とやらないと。薄めれば8000ベクレル以下になれば、捨ててもいいと言っても、そこで今度生えてくる植物は確実に汚染されます。だから、この辺のことをしっかりとやってかないと、予測及び評価の結果をどういうふうにするか

ていうのは書いてあるんですけど。それは常に、放射線量についてですね、比放射能の Bq/Kg が 8000 より上か下かっていうことを常に注意しながら、対応するということを周知徹底するということをこの中に入れて欲しいですね。以上です。

【平野会長】

参考人の方がいかがでしょう。8000 ベクレルでしたね、石井先生。8000 Bq/Kg を超えると、指定廃棄物扱いになると。

【石井委員】

そうです。国がきちんと管理する対象になってしまう。

【平野会長】

そういう値が出ているのに、1313 ページ。そういう話が何も書いてなくてですね。要は、今回測定された 8000 Bq/Kg を超えているところの土壌の扱いは、極めて慎重にやらざるをえないんですが、そのことが一切記述がないんですが、その辺いかがですか。まずは。

【参考人】

ご意見ありがとうございます。おっしゃる通りで高い地点がありますので、しっかり国と県などとか、関係機関と情報共有して、指示を仰ぎながら処理の方を検討したいと思います。あと、一貫してそこら辺の記載をもうちょっと明確化するように、検討いたします。

【石井委員】

もう一つですね、何も考えてないなあと思ったのは、リター層と、土との違いなんです。リター層は土じゃないんで、8000 Bq/Kg 以下だったならばいいっていうんじゃないんです。1 桁違う。注意しなければならないレベルは、300 何十とか、そういった数字になるんです。それがこちらは、1,400 とか、4,900 とか軒並み高い。これをそこらに散らかしたら叱られます。だから、これについても、リター層と土とでは取り扱いが全然違うんです。土はこんなに高いんですけど、一応粘土に吸着されているから、植物に移行しないだろうというのではあるんですが、非常に高いホットスポットとなると、今度はそこを歩いている人への被ばく線量が高くなるという問題が出てくるんですね。ところがこっちのリター層はそのまま植物に。そこで生えたものはもう確実に 100 ベクレルとか 500 ベクレルとか超えるんですね。だからリター層の安全なレベルは、ずっと低いんです。なのにこんなに高いんで、おそらくびっくりしたと思います。だけど、この(2)の方にそのことについて、一言も言ってないんで。本当に放射線のアドバイザーか誰かに聞いて作った書類なのかって、疑問に思ったぐらいですね。ただ測りましたっていう感じですね。この辺をきちんとやって欲しいですね。これ丸森町の人が聞いたら怒ると思いますよ。あそこは真剣に取り組んでるんで。何かかなりずさんだということなので、よろしく願いいたします。以上です。

【平野会長】

これ、大事な問題ですので、国との相談もちろん必要なんですけれども、これもできれば次回までにですね、メモか何かで。我々がちゃんとその放射線への影響を最小限にして、事業が実施されることを確認できるような何かメモを作っただけのととてもありがたいんですが、いかがですか。

【参考人】

はい。かしこまりました。何かメモというか、はい。資料作成します。

【平野会長】

これも準備書なのであと評価書だけで我々の目に触れることはないんですけども、皆さんが事業なさる上でも、これだけ高い放射線量が出たっていうことは、結構慎重に考えていただく必要があって。今回15基、計画しておられるうちでは、一番、要は土をいじるのって当然風車周りじゃないですか。その一番土をいじるであろう風車周りのピンポイントな測定箇所があんまりないんですよ。風車と風車の間で測定しましたって。実際これだけ高いと工事用道路なんかで土を動かす時も、当然放射線を気にしてやらなきゃいけないので、もっと多分調査箇所が必要だと思うんですね。今回の調査で1万1000ベクレルが最高ですけども。皆さんが今、実施設計を進めておられるので、もうピンポイントでいじる場所ありますよね。もっとたくさん取らないとまずいと思うんです。ぜひ、少なくとも風車を建てる箇所は全箇所。工事用道路に関して、ちょっとピンとこないですけど、これだけ結構ばらつきを見ると、これ多分統計的にちゃんと専門家が見れば、このサンプリングをしてこれだけばらつきがあると、どのくらい取っていけば安全側で何%の確率で大丈夫っていう標本数が出せるはずなので。今の調査結果のばらつきから見て適切な標本数をきちんと見ていただいて、変更箇所のピンポイント、少なくとも風車を建てる場所は全箇所やっていた方がいいですし、逆にやっておかないと、皆さん、この放射線の管理をしながら工事ができなくなると思うので。ご検討いただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

【参考人】

はい。ご意見賜りましたのでそちらで検討させていただきます。

【平野会長】

これ、でも、検討じゃなくてやるって言って欲しかったんですけどね。

【参考人】

はい。実施する方向で検討します。はい。実施いたします。

【平野会長】

検討するっていう逃げ口上つけられる案件じゃないと思うので。逃げないほうがいいですよ、皆さんのためにも。なるべく沢山きちんととっていただいて、それを評価書にきちんと盛り込んでいただくと。その上で、本当は事後評価でも、きちんとそれが残ってるとか、やられた方がいいようなぐらいのホットスポットとか高い値ですので。皆さんのせいで、寝た子が起きて、放射性物質が随分流出をしてどこかに溜まって、大変なことになったみたいなことが起こらないことを、きちんと担保いただいて。その上で、皆さんがきちんとエビデンスを作っていただいて。我々のせいではありませんとはっきり言える状況ぜひ作っていただけたらと思います。

【参考人】

はい、かしこまりました。

【平野会長】

はい。ありがとうございます。他いかがでございましょう。はい由井先生どうぞ。

【由井委員】

はい。まだちょっと希少種そのものではなくて、位置も特定しないので、小鳥とかコウモリに

ついて質問いたしますが。ページはめくらなくていいんですけど、コウモリについては、ページ 817 ですね、全体で 1 万 3700 回のファイルですね、超音波探知が載ってます。この数値は年間やった場合の集計値としては、そんなに多くないんですけども、まあ平均的な値かと思います。それでページ 826 には風速別のカウント数が書いてありまして。そこでは 3m 以上のカウント数が半分以上占めてることが分かります。コウモリについてページ 1,014 には、コウモリ対策としてライトアップをしないので衝突を防げるというふうに書いてあるんですけども、ライトアップしなくてもコウモリはね、鳥よりたくさん当たるってことが分かってるわけで。多分先ほど事業者がおっしゃった 70 通の一般意見が昨日までに来てるといふものの大半はコウモリだと思うんですけども。そのコウモリの衝突防止の有力な方法はカットイン風速を 3m 以上じゃなくて、これだと、ページ 826 でやると 6m 以上とか、かなり上の方にずらさないといけないと思います。これ春秋の渡りの時期に、夜だけね、カットインに風速を高い方にすれば相当防げるわけです。それからもう一つコウモリの保護団体はカットイン風速以下で空回りしてる時に当たるといふので、空回りしないようにフェザリングといって、翼を水平にする方法を勧めてるんですが。この導入機種は、カットイン風速のアップとかフェザリング操作を遠隔操作でできるのでしょうか。これがまず一つ。すぐ簡単にお答えしていただければ。

【平野会長】

いかがでしょう。

【参考人】

はい。フェザリングの件は対応可能な機種を選定する予定です。

【平野会長】

カットイン風速のリモートコントロールも可能。

【参考人】

はい、さようでございます。

【由井委員】

それはよかったですね。もし外国製の風車であると外国から遠隔操作でできると言ってますから、それはよかったと思います。ありがとうございます。あと鳥の方ですけども、この 831 ページに調査方法が書いてありますけども、ポイントセンサスの方がですね、半径がどのぐらいで決めてるかってのは書いてないんですけど。ポイントセンサスの観察半径って分かります。

【参考人】

はい、ポイントセンサスについては、特に明瞭に何mという範囲を定めたわけではなくて、周辺観察できるものを広く見ているという状況です。

【由井委員】

このポイントセンサスとプロットセンサスですね。後者は半径 100m と書いてあるんですけども、その記録はですね。特に繁殖期については、地図に記入してありますか。その位置を。

【参考人】

はい、ポイントセンサス、特にスポットセンサスの方は位置を地図にプロットとして記録して

います。

【由井委員】

そうですか。そうしますとですね。一番最後の方の事後調査のところでは、バードストライクとバットストライクしかやらないというふうに書いてあるんですけども。ページ 1361 ですね。問題は衝突するだけでなく、そこを回避するというね、猛禽も含めて回避するという現象が非常に影響が大きいので、そのスポットセンサスで記録を地図上にとってあるのであれば、事後にもですね、事前に使った場所ですね、特に風車の近い対象区でスポットセンサスを行って、同じようにして記録をして、事後も変わったか変わらないか、これをチェックしないと本当の風車の影響がいつまでたっても分からないので、これは事後調査としてぜひお願いしたいと思います。それから小鳥の渡りの調査は定点調査で行ってるんですけども、この定点調査の観察半径はありますか。

【参考人】

はい、こちらの小鳥の関係も 500m を意識はしておりましたけれども、基本的には見える範囲を広くということで調査をしておりました。

【由井委員】

はい。これですと近いところは分かるけど遠いところの小鳥にはですね、種類も羽数もあまり分からなくて。しかもその遠いところから近いところまで全部見てるといっぺんに記録できないんですよ。それで帯状に区画を設定して調査するようにいつも要求してるんですけど。今回帯状区画法はやっていないということですね。

【参考人】

はい、結果的にちょっとその帯状区画のようにうまく定量的な調査にはならなかったという状況です。

【由井委員】

そうしますとですね、やはり他と比べてここが渡りが多いかがね、比較できないんですよ。そういうことですね。定点調査でやむを得ないんですけども、今回、渡りが多かった定点において、しかも風車が近くにできた場合に、そこを鳥が避けるか、或いは避けるか避けないかそれからどのように避けるかはですね、やはり事後調査でやって、渡りのコースに影響がなかったかどうかを見る必要がありますので、これも事後調査をお願いしたいと思います。

【平野会長】

いかがですか。事後調査を 2 点。二つの観点で追加いただきたいというお話でしたが。

【参考人】

はい、即答できないところでありまして、渡りに関しては秋冬に実施できるかどうかは検討します。ポイントセンサスについては、事前事後でどのような変化があるのか、定量的なカウントができますので、それが可能かどうかというのを含めて、できる限り実施できる方向で考えます。また地域の先生とご相談して決めていきたいと考えております。

【由井委員】

はい。それで最後ですけども、ページ 1175 には生態系でヤマガラ の 典型性 の 代表種 として 扱

ってるんですけど、この表を見ますと、ヤマガラが草地を選好してるって書いてあるんです。ところが、ページ1185のまとめのところでは、ヤマガラは樹林を選好して、生息し、しかもその改変面積が4%なので影響は少ないと、こう書いてあるんですよ。まずヤマガラがね、樹林にいたのか。草地にいるわけないんだけど、どうして草地を選好したか。これは評価書でね、改めて分析した結果を出していただきたいと思います。問題はですね、前に申し上げたように、風車が建つと一番影響するのは、衝突することもさることながら、そこを避けてしまう、渡りがコースを避ける、それから繁殖するのをやめてしまう。それが一番大きな影響なので。ヤマガラについても、スポットセンサスやれば増えたか減ったかは分かりますので、それをもってこの生態系のまとめを事後調査して事後報告で、生態系の影響を再度まとめて欲しいと思います。以上の事後調査の追加を幾つか非常に大事なことで、よろしくお願いいたします。以上です。

【平野会長】

はい。ぜひ御社の風車は生態系に影響を与えなかったことを証明する意味でも、事後評価の充実をしていただければと思います。ついでに申し上げますけど、先ほどのライトアップしないからコウモリはぶつからないみたいなことが書いてあったのは、私もものすごく気になりました。普通こんな山の中の風車はライトアップしないじゃないですか。普通やらないことをやらないから、環境に配慮してますっていう書きっぷりというのは、ものすごく御社の信用なくすんですよ。普通やらないことをやりませんで、さも環境に配慮してやらないみたいな書き方をすることで、本当に信用なくすので。僕もこれ見ててですね、そういうことが書いてあると、この会社大丈夫かって、性悪説にのっかって審査しないといけないんじゃないかって気にもものすごくなるんですよ、申し訳ないですけど。それは一般の市民ももはや同じだと思いますので、ぜひそういう書き方をやめてくださいね。評価書にはそういうのが一切なく、きちんと適切に影響が、淡々と科学的に書くという状況にしませんか。逆に、カットイン風速コントロールできて、フェザリングできる風車を導入される予定だったら、それを書いてくださいよ。本当に。ぜひ、科学的に有効で、まともな評価書にしていただければと思います。はい。

【参考人】

はい。そのようになるように記載の方を見直すようにいたします。

【平野会長】

はい。よろしくお願いいたします。他いかがでございましょう。よろしいですかね。ではすみません、ここから希少種の生息場所の特定に関わる案件についての審議をしたいと思います。傍聴人の方は大変申し訳ございませんが、お決まりでございまして一度退席をいただけたらと思います。

<傍聴人退室>

・・・非公開審議・・・

<傍聴人入室>

【平野会長】

はい。これで希少種の関連の審議を終わりにしたいと思います。他に、希少種に関係のないこと、言い残し等々がありましたら、先生方お願いしたいと思います。よろしいですかね。村田先生お願いします。

【村田委員】

窒素酸化物関連で、結果としては全然濃度が高くないので問題ないかと思うんですけど、ちょっとお聞きしたいことがあります。資料の 568 ページで、表 10.1.1-18 っていうのがあるんですけども、予測結果が書いてあるところで、結果の一番左側が将来交通量による寄与濃度ってあるんですけども、これ多分 2 ページ前の表の一般車両っていう、実際に測ったときに、通過した交通量で計算した結果じゃないかと思うんですが、その前の表では、工事関係車両の交通量と足したものを将来交通量と書いてあるんで、ちょっとその対応がわかんなかったのを確認したいんですけども。

【平野会長】

いかがでしょう。紛らわしいですね、将来交通量、工事関係車両、一般車両って三種出てくるんですね。

【参考人】

そうですね、すみません。こちら記載がちょっと分かりづらくてですね、将来交通量が将来の一般車両の交通量の寄与などということですので、修正させていただきたいと思います。

【村田委員】

そうですね、前の表との対応が全然わかんなくなっちゃうので、はい。だからこれは今、調査した時の交通量だとこれぐらいの NOx が発生しますっていう結果ですよ。

【参考人】

はい。おっしゃる通りです。

【平野会長】

はい。

【村田委員】

はい。分かりました。ついでにというかですねちょっと気になったのが、ここでも評価の結果のところ、本当に何か一般的なことを全部並べたみたいないな感じで。走行台数の削減に努めるみたいなこと書いてあるんですけど、この予測の設定の元を見ると大半はこのコンクリートミキサ一車 180 台の通過によるということなんで、これもし削減するってことはコンクリートの使用量を減らすっていうことになるんですけど。できるんですかっていうような、本当にこれできそうなこととして書いてるのかどうか、非常にあやしいっていう感じに見えるんで、そこら辺をもう少しちゃんと本当にできることなのか、コンクリート量は減らせないんだったらこれは無理で、それはできませんっていうことで書いていただいた方がいいと思うんですけどいかがでしょう。

【平野会長】

いかがですか。本当に現代的な書き方にぜひして欲しいですね。

【参考人】

はい、すみません。こちらも記載見直します。工事計画に対して今現在の風車の生コン打ちは風車基礎の生コン打ちを 1 日でやる計画なんですけれども、そこら辺の詳細設計についても細かく、検討して、2 日に分けて、台数を減らすことができるかっていうのも考えたいと思います。

【平野会長】

そういう実効性のある低減策を書いてくださいね。要はコンクリートを減らせないのに、台数を減らすってできないじゃないですか。

【参考人】

はい。おっしゃる通りで実効性のある記載に修正したいと思います。

【村田委員】

よろしく願います。もう1点だけあるんですけども、もうちょっと前の562ページの、表10.1.1-15、坂道の勾配の設定のところなんですけど、これ他の業者さんの予測でも聞いたんですが、計算に使う*i*の値が4からマイナス4の間しか設定されてないってということで、今、9度の勾配があるんで、本当はその値使っちゃいけないんですけどしょうがないんで使っちゃってますみたいな感じだと思うんですが。その勾配のきつところの予測の計算式ってないんですよ、確か、ということでもいいですか。確か4までしか設定されてないって聞いたんですけど。

【参考人】

一応、私どもも今そういった認識なんですけど、もう一度最新の、式の方を確認して、勾配のきつい式があるのか、対応したものがあるのかと。確認させていただきたいと思います。

【村田委員】

そうですね。ない場合はこれ明らかに過小評価に繋がるので、結果的にかなり低いというか、こんなところでそんな環境基準を超えるような濃度になることはまずないと思うんで、あんまり問題ないからどうでもいいやって感じになったのかもしれないんですが。明らかに過小評価してますよってことは認識しておいていただきたいですっていうのと、もう一点実はあって、これ上り下り勾配の式を使って予測されてると思うんですけど。一方で、今日の説明にもあったように、道路を一方通行にして、一方では上ってくるだけ、もう一方は下ってだけっていう設定にわざわざして下さってると思うんですけど、この予測結果に全く反映してないんですよ。多分上り下り半々みたいな計算してると思うんですけど、どうなってます。

【平野会長】

いかがでしょう。

【参考人】

設定についてもう一度確認させていただきます。

【村田委員】

はい。そうするとですね、これもし、一方通行に設定したことによって、さっき9度になってると言ったけど、そっちの方は下りでしか使わないとなると大幅にNOx減るんですよ。一方で逆に残りの方は上り勾配の方だけ使うことになるんで、今の結果よりも濃度が上がっちゃうんですね。多分、一方通行で同じ道を行き来しないことによって、全体としては、濃度が下がって低減効果ありますっていうことになると思うんで、もともと低いからあんまり問題じゃないんですけども、せっかくそういう工夫をされてるんで、そういうことをちゃんと反映した評価をして下さると非常にいいかなと思いました。以上です。

【平野会長】

はい、ぜひよろしくをお願いします。これは繰り返しになりますけれども、例えば永幡先生の科学的にはっきりしてないことを門切り型で、数値で、500m以上だから大丈夫とかですね。あと、今の村田先生の件も、景観の送電鉄塔の基準を引用する件もそうなんですけども、科学的に明らかに過小評価することがわかっているものを適用しているときの評価の仕方もですね、単に代入しました、これで計算していますって条件を示してるだけ、ましなんですけど。やっぱりその評価の文言の書き方は、これは明らかに過小評価でこうであるが、これこれこういう対策を講じて、より安全側を見て対策をとっているっていうな、そういう科学的な書き方をして欲しいんですよ。分かりますかね。だから紋切り型で、影響ありませんっていうふうを書く文化からぜひ脱却をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。全面的に、ぜひ、評価書そのものでは書き換えていただけたらと思います。はい。山本先生、お待たせしました。どうぞ。

【山本委員】

はい。風車の動画を作っていただいて、分かりやすくなったと思うんですが、住民の説明会等で、その動画自身を見ていただく機会があったのか、それに対してどのような反応があったのかということをお聞きしたいということと、それから、この本件にだけに関わるものではないお話なんですけど、紙で表現できないものについては、例えばホームページに、こちらの報告書を出すときに、リンクを張って動画に飛べるようにするとか、もう少し、住民の方へのサービスも、サービスといいますか、見ていただくという努力をしていただくといいのかな、というふうに思いましたので、ご検討をお願いします。

【平野会長】

いかがでしょう。これは私からもちょっと申し上げると、せっかく動画を作って評価をいただいているので、動画で評価したことをどこかに書いてありましたっけ。この準備書に。

【参考人】

動画の方については作成が遅れたということもありまして、準備書の方にその動画で確認した内容というところまで踏み込めていないという状況です。

【平野会長】

今日ご説明いただいたような内容で構わないと思うので、もちろん、静止画としか評価書には載せられませんけど、これの動画を作って動画版で住民にも見ていただいたとか、皆さんで検証した結果、当初予定していた手前の二つを削除して、今の1号機2号機はとても目立つように見えるけれども、それでも軽減したっていうのを説明なさったじゃないですか。そういうことを書いて、でもやっぱり動くと今の1号機の動きも結構目立つことがよく分かりましたよね。いや赤裸々に書いてくださいね。1号機2号機がやっぱりいまだに目立つって。でもやらせてくださいごめんなさいっていう世界だと思うんですよ。だから影響はないからやりますっていうそういう紋切り型の評価書にはぜひしない方向でお考えいただければと思います。影響絶対出るんですから。はい。よろしいですね。できれば御社のウェブサイトを見ると、住民に見ていただいた動画も見られるなんてなるとほんといいですよ。はい。いかがでしょう。はい。

【参考人】

中途半端には申し上げられないのですが、検討していきます。

【平野会長】

はい。ご検討いただければ、いや本当はその評価書も何もかも全部ずっと公表し続けてくださってるといいなと思います。はい。他いかがでございましょう。今日ご発言のない先生方が何人かいらっしゃいますが、よろしいですか。いいですかね。もう時間も結構来てますので、はいではこの辺りで質疑の方終わりにしたいと思います。参考人の方々、長時間ありがとうございました。いくつか宿題を出させていただきました。申し訳ございませんが、次回までに簡単なメモで結構でございますので、3点ほどメモをお願いしたような気がします。放射能のですね、放射性物質を扱うことに関連するメモと、もう一つは何でしたっけ。石井先生。

【石井委員】

その放射線を扱うやつなんですけど、リター層が3000とか5000とかって高いやつが出ちゃったんで、それどうするかっていうのは結構大変だと思いますので、それをしっかり書いてもらいたいなあと。一般にはですね、400ベクレルまで薄めて本来肥料とかってのは400ベクレル以下なんです。それが2000とか3000なんで薄めるにしても相当大変なことになる。今度どういうことが起こるかというのと8,000を超えちゃって、取り扱いが難しくなる。だから相談してやるって書いてあるけど、誰とどう相談して、何するのかっていう。福島県内だったならば、中間貯蔵施設に持ってけばいいなんてことになるかもしれないけど、宮城県内だと、そうはいかなくなっている。県も困るんですよその処分が。大変複雑な問題なんで、しっかりとその対応を、国の法によるとかっていう説明ではだめで、具体的にどうするっていうのをしっかりとしてもらいたいなということをつけ加えていただきたいです。

【平野会長】

はい。よろしくをお願いします。放射線の話と、あとは永幡委員からの質問6点ですね。大きく2点。不確実な話と、A地域B地域の解釈の話で、十分静穏性がある場所なので、そこへの影響についての的確にというお話のメモをお願いしたかと思います。二つも宿題で大変申し訳ございませんが、次回まで、よろしくお願ひしたいと思います。ということで質疑の時間を終わりにしたいと思います。それと参考人の皆さんありがとうございました、また引き続きよろしくお願ひいたします。

(4) その他

【平野会長】

それでは最後に、その他の事項について、まずは事務局から何かございますか。

【事務局】

事務局より連絡させていただきます。

本日審査賜りました審査事項（仮称）丸森風力発電事業 環境影響評価準備書につきまして、追加の御指摘等ございましたら、メールへのベタ打ち等で構いませんので、6月9日 木曜日までに事務局宛てご送付いただけたらと思います。

次回、第3回審査会の開催日時については、6月16日 木曜日に開催を予定しております。御忙しいところ大変恐れ入りますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局からは以上でございます。

【平野会長】

ただいまの事務局からのご説明に関して、何かご質問ございますか。
よろしいですか。（意見なし）

ではその他、この審査会として申し述べておいたほうがいいような点、先生方、ございますか。よろしいでしょうか。（意見なし）

では、これで本日の議事の一切を終了することとし、以上をもって議長としての役割を終わります。進行を事務局にお返しします。どうもありがとうございました。

【事務局】

平野会長、ありがとうございました。

委員の皆様、お忙しいところ審査賜り、まことにありがとうございました。

以上で環境影響評価技術審査会を閉会いたします。